

生活困窮者自立支援における スティグマの付与に関する考察

——援助者に対するインタビュー調査から——

松 岡 是 伸

生活困窮者自立支援におけるスティグマの付与に関する考察 ——援助者に対するインタビュー調査から——

松岡 是伸

目次

- I. はじめに
- II. 先行研究の到達点
- III. 研究の方法
- IV. 結果
 1. ストーリーラインの抽出
 2. 仕事・生活・家庭に対する負い目
 3. 地域における負のまなざしとしがらみ
 4. 支援法に対するひそやかな抵抗
 5. 生活保護にまつわるスティグマ
- V. 考察
 1. 「生活保護」に対する抵抗
 2. 支援法に対するひそやかな抵抗
 3. 支援法にみられるスティグマの付与
- VI. 結論

【要旨】

本稿の目的は、援助者の観点から生活困窮者自立支援法(以下、支援法)を利用する人々に対するスティグマの付与の一端を明らかにすることである。そのために担い手である自立相談支援員や就労支援員等に対してインタビュー調査をおこないスティグマの付与等について言及した。研究協力者は17名であり、修正版グランデッドセオリー(M-GTA)による分析を行った。

その結果、現段階において支援法に関するスティグマの付与は、生活保護にまつわるスティグマであるという点を明にすることができた。これは支援法を利用する人々が生活保護にまつわるスティグマを予見し、それを被るのではないかというものであった。そのため支援法自体にはスティグマ(・付与)はあまりみられなかったが、制度を利用する人々のなかには、それらを回避するために『相談支援に対するひそやかな抵抗』を示していた。また支援法を利用する人々のなかには、『生活保護と同一視されたくない』という抵抗も明らかにすることができた。

I. はじめに

現代日本において生活保護の前段階に位置する第2のセーフティネットとして生活困窮者自立支援法(以下、支援法)が施行された。法施行後、約2年間で約45万人の新規相談者があり、そのなかで約12万人が支援プランによる継続的な利用をするに至っている(厚生労働省 2017)。そして2016年10月からはじまった「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」では、支援法の利用者像として、就労や家族の問題でつまづいた現役世代、生活困窮家庭の子ども、高齢による生活困窮等があらためて可視化さ

れ、一方で制度にアクセスしにくい人々の存在も示唆されている(厚生労働省 2017: 2, 11)。また支援法に関する先行研究を概観すれば、制度実施や相談支援に関する体制づくり、相談支援の実態に関するものがある(丸山 2017)。制度発足から間もないこともあり、具体的な相談支援で生じる心理的な葛藤やスティグマの問題・課題はほとんど明らかとなっていない。

貧困や低所得者等対策に関するスティグマの問題は、救貧法制が成立した黎明期にまで遡る。スティグマとは、社会的に個人もしくは特定集団に付与される恥辱の烙印であり、それを烙印された者は恥辱を感じるという意

味である。このようなスティグマの問題は、社会福祉法制度との関連では、主に制度を利用する人々に恥辱を与え、制度利用を抑制するという点に特徴があったという (Spicker = 1987)。それらは特に公的扶助や低所得者等対策において影響がみられた。その影響は主にふたつであった。ひとつは、制度利用者は、依存的であり、怠惰で甘えているとみなされやすいという点である。これによって制度を利用する人々は恥辱にまみれやすく、社会的地位や影響力が低下する。もうひとつは、ひとつ目でみたようなことが無用なレッテル (ラベル) となり、それを避けるために制度利用をひかえるという点である。このように、これまで貧困・低所得者等対策のスティグマの問題は、公的扶助を中心として明らかになっているものの、先述したように支援法に関しては必ずしも明らかになっていない。

そこで本稿の目的は、援助者の観点から生活困窮者自立支援法を利用する人々に対するスティグマの付与の一端を明らかにすることである。本来であれば、制度利用する人々のスティグマやその付与を明らかにしたいのであれば、制度利用する本人・当事者に言及することが有用である。しかし、本稿において援助者の観点からつまびらかにしていくのは、スティグマの付与が制度利用する人々や援助者、地域・社会等の関係性のなかで生じているためである。そのため本稿では、援助者の観点から支援法を利用する人々に対するスティグマの付与について言及することとした。

II. 先行研究の到達点

1. 法制度とスティグマ

前節で述べたように貧困・低所得者関連の法制度のスティグマは、制度を利用する人々に対する恥辱の烙印であり、制度利用の抑制という特徴がある。このような法制度とステ

ィグマに着目した研究はティトマスが確立して以降、主にピンカー、スピッカーらによって発展してきた (Titmuss = 1971, Pinker = 1985, Spicker = 1987)。それらに共通するのは、スティグマと法制度の関連性に着目しつつも様々な要因から検討する点である。その到達点としてスピッカー (= 1987) は、スティグマを法制度や個人、社会、文化等の幅広い文脈から複合的に捉えなければならぬとしている (Spicker = 1987)。そこでスピッカーのスティグマの特徴を整理した松岡 (2013) は、スピッカーの議論を踏まえ次の二点を示唆する (松岡 2013 : 53)。ひとつは、スティグマを負う人々の個人的な経験・モラルキャリア (精神遍歴) から生じるスティグマがみられることである。もうひとつは構造的な社会関係の様式の影響からスティグマがみられることである。そしてこの双方によってスティグマを負う人々の社会的位置等が規定されるという (松岡 2013 : 53)。このことからすれば、スティグマの付与には構造的な社会関係の様式、いわゆるある地域や社会関係が存在するところにある規範や慣習、人々の関係性がスティグマの付与にあり方に影響を与えていることとなる。

このような観点から先行研究を整理すると、主に2つのスティグマへのアプローチがみられる。ひとつは、制度利用する人々自身の行動や意識、価値にアプローチする方法である。例えば、ゴッフマン (= 2001)、清水 (1986)、岡部 (1990)、青木 (2010) らにみられた。これらに共通するのは、可能な限り詳細な当事者の語りやアンケート、文献等の記述から制度利用する人々のスティグマとその影響に言及している点である。さらにこの点はスピッカーのいう個人的な経験・モラルキャリアと位置付けることができる。もうひとつは、制度利用する人々を取り巻く地域や一般住民にアプローチする方法である。例えば、西尾 (1994)、青木 (2010) らにみられた。

これらに共通するのは、地域住民や市民からスティグマを負う人々にむけられる差別・偏見、蔑み、地域の無理解等を明らかにしている点である。さらにこの点は、スピッカーのいう構造化された社会関係の様式の影響と位置付けることができる。なおこのアプローチは、生活保護に対する手厳しい非難（バッシング）を明らかにしてきたといえる（大山2013）。

これらのことから本稿では、スティグマを捉えるために法制度に焦点化しつつも、制度を利用する人々の個人的な経験・モラルキャリアと、構造化された社会関係の様式の影響を踏まえ検討していく。

2. 法制度を利用する人々の行動

人々は、相談支援の場において対立や迎合、妥協、交渉、印象操作等をおこなっていく。そこでスティグマを捉えるひとつの鍵として制度を利用する人々の抵抗が考えられる。抵抗とは、はむかうや逆らう、反発であり、人々の葛藤や猜疑心、対立、憤慨等としてみられる。この抵抗についてルーナ（=2012）は、「生活保護を受けているシングルマザーは抵抗を通じてスティグマ化され貶められたアイデンティティと闘っている」という（Luna=2012:190）。この点からすれば抵抗は、スティグマの実態を映す鏡ともなり得る。そしてルーナ（=2012）によれば抵抗には、明白な抵抗とひそやかな抵抗があるという。明白な抵抗とは、制度を利用する人々によって意図された抵抗であり、援助者や他者も抵抗として認識できるという（Luna=2012:178）。そして明白な抵抗には「システムとの闘い」があり、「多くがシステムを仲介する者たちから否定的な扱いを受けており、これに対して受容、無視、あるいは適応するがなかには跳ね返そうと闘う人もいる」という（Luna=2012:180）。

一方、ひそやかな抵抗とは、制度を利用す

る人々による意図した抵抗であるものの、それが援助者や他者には認識されづらい（Luna=2012:184）。そして自らに降りかかるスティグマを最小限にしようとするということであるという（Luna=2012:184）¹⁾。

このように制度を利用する人々のふるまいや心理にみられる抵抗を捉えることで、スティグマの付与の一端に言及していく。

3. スティグマと支援法

2015年から実施された支援法の自立相談支援事業では、生活困窮者の自立と尊厳と地域づくりを目指してきた。そのため生活困窮者本人の主体性や対等に配慮した寄り添い方の支援が重要とされており、必要に応じてアウトリーチによる支援も含まれる。また自立相談支援事業では、支援が「たらい回し」にならないように戒めている。このようなことから支援法では、受け手の心理的負担や嫌悪感を抱かないようにする相談支援の必要性をあげている。厚生労働省（2017）は、これまでの実施状況から「自立相談支援にアクセスしにくい人」の存在に対して寄り添い支援の意義を再確認する必要性があるとしている（厚生労働省 2017:11）。

これらのことから考えれば、支援法においてスティグマやその影響を受けていると思われる人々に対して一定程度の配慮（制度的仕掛け）がなされてきたと評価することもできる。ただし、これらはスティグマ対策としての制度的な仕掛けというよりは、相談支援や制度にアクセスできない人々に対する配慮ということもできる。そのため支援法において何らかのスティグマやその付与がみられ、それらが制度へのアクセスを阻害しているのであれば、スティグマ自体に対する制度的な対策や配慮も必要となるであろう。

III. 研究の方法

1. インタビュー調査の方法とインタビューガイド

本研究は支援法の担い手である自立支援相談員や就労支援員等に対して個別にインタビュー調査を半構造化面接でおこなった。インタビュー調査は一人あたり平均1時間30分であった。調査期間は2016年1月～2016年12月までである。主なインタビュー内容は、1) 支援法を利用する人々の受付・申請段階の様子(どのようなふるまいや感情等であったか)、2) 支援法の利用過程において人々の態度やふるまい、プログラムへの取り組みについて、3) 支援法に対して人々はどのように思っているか、4) 生活保護とその利用者に対してどのように思っているか、5) 福祉的貨幣貸付制度(生活福祉資金等)とその利用者に対してどのように思っているか、等である²⁾。

2. 研究協力者

本研究の研究協力者は、支援法の担い手である自立支援相談員や就労支援員等であり、17名を研究協力者として選定した。自立支援相談員は11名(うち就労支援員等兼務2名)、就労支援員等は6名であった。研究協力者の属性は、20歳代後半2名、30歳代前半3名、30歳代後半2名、40歳代前半4名、40歳代後半2名、50歳代前半2名、50歳代後半1名、60代後半1名であった。北海道・東北地域が8名、関東地域が4名、九州・沖縄地域が5名であった。男女比は男性が41.2%(7名)、女性58.8%(10名)であった。研究協力者の最終学歴は、福祉系四年制大学卒が23.5%(4名)であった。資格取得は、64.7%(11名)、そのうち社会福祉士・精神保健福祉士資格取得者は、41.1%(7名)であった。これまでの職歴で社会福祉関連の職業履歴は、82.3%(14名)、貧困・生活困窮関連の履歴は、35.2%(6名)であった(表-1)。

表-1 調査対象者の属性

ID	性別	年齢	現職	最終学歴	福祉関連資格の有無	主な職歴(社会福祉関連)
A	男性	30歳代前半	主任支援相談員/センター長	大学院後期課程満期退学(社会福祉)	特になし	ホームレス支援団体勤務
B	男性	50歳代後半	主任相談員/所長	四年制大学	特になし	社会福祉協議会(主に地域福祉・支援)勤務
C	女性	50歳代前半	相談支援員	高等学校	社会福祉士/精神保健福祉士	ホームレス支援事業、自治体生活保護受給者就労意欲喚起事業相談員等勤務
D	女性	40歳代前半	就労支援員	高等学校	ホームヘルパー2級	救護施設勤務
E	女性	40歳代前半	相談支援員	四年制大学(社会福祉)	社会福祉士/精神保健福祉士	市役所(生活保護ケースワーカー:非常勤)勤務
F	女性	20歳代後半	就労準備支援員	四年制大学卒	精神保健福祉士	社会福祉協議会(ボランティアセンター)、就労支援関連勤務
G	女性	30歳代前半	就労支援兼相談支援員	四年制大学卒	教員免許	一般企業勤務
H	男性	20歳代後半	就労支援員	四年制大学卒	特になし	児童養護施設(心理師)勤務
I	女性	40歳代後半	相談支援員兼就労支援員	四年制大学卒	社会福祉士	精神科診療所(精神科ソーシャルワーカー)勤務
J	女性	40歳代前半	主任相談員/センター長	専門学校(看護系)	看護師	病院(看護師)勤務
K	女性	30歳代後半	生活支援課自立支援係	四年制大学卒	特になし	市役所勤務
L	女性	40歳代後半	就労支援員	四年制大学卒	産業カウンセラー/キャリアコンサルタント(2級)	一般企業勤務(人材派遣)勤務
M	男性	30歳代後半	相談支援員	四年制大学(社会福祉)	社会福祉士	介護施設(介護職・ケアマネジャー)勤務
N	男性	50歳代前半	就労支援員/キャリアカウンセラー	四年制大学卒	特になし	民間企業勤務
O	男性	60歳代後半	専門員(主に住宅確保関連)	四年制大学卒	特になし	市役所(生活保護ケースワーカー)勤務
P	男性	30歳代前半	自立支援相談員	四年制大学卒(社会福祉)	社会福祉士	社会福祉協議会(主に地域福祉・支援)勤務
Q	女性	40歳代前半	自立支援相談員	高等学校	社会福祉士	社会福祉協議会(主に地域福祉・支援)勤務

3. データの分析方法

本研究は修正版グランデッド・セオリ－（以下、M-GTA）を用いて分析した。M-GTAは分析プロセスの明示やコーディング方法の明確化、データの文脈を切片化せず分析過程の相互作用性に優れているという特徴がある（木下2007）。本研究では、援助者の観点から、支援法を利用する人々に対するスティグマの付与というある種の‘うごき’のある事象を受け手（利用者）や地域関係等の相互関係から捉えようとするものである。そのためヒューマンサービスや相談支援過程等におけるプロセス的な特徴がみられるデータにも適しているとされるM-GTAを本研究の分析方法として採用した。

ちなみに分析テーマは「支援法を利用する人々に対するスティグマの付与の過程を明らかにする」とした。分析焦点者は、「支援法の担い手（援助者）であり、かつ、利用者と直接、面談・支援をおこなったことのある者」とした。

4. 倫理的配慮

本研究における調査研究の全過程は名寄市立大学倫理委員会の承認を得て実施された（受付番号15-051）。以下のような具体的な配慮を行い研究協力者が不利益を被らないようにした³⁾。1) インタビュー調査において研究協力者に対して口頭と文書にて調査趣旨、人権擁護、守秘義務、個人情報管理・その管理体制、個人が特定されない匿名化の実施、文書・データの処分方法等を説明し、署名による研究協力同意書を得て実施された。2) 調査依頼文書並びに研究協力同意書には、調査研究への協力は自由意志に基づくものであり、いつでも断ることが可能なこと等を明記した。

IV. 結果

1. ストーリーラインの抽出

インタビュー調査のデータ分析の結果、表-2に示したように3つのカテゴリー、8のサブカテゴリー、23の概念を抽出した。カテゴリーは【**】**、サブカテゴリーは〈**〉**、概念は『**】**、補足（**）**で示した（表-2）。

ストーリーラインは次のとおりである（図-1）。援助者の観点から、制度利用する人々には、【支援法の相談支援】において〈支援法へのひそやかな抵抗〉と〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護の制度要件〉、〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉がみられた。〈支援法へのひそやかな抵抗〉では、福祉の世話にはなりたくないやサービスを受けることへの恥ずかしさ等がみられるものの、支援法自体に対する利用のしづらさ等はあまりみられなかった。一方で生活保護に対する恥辱感や明白な抵抗等はみられた。支援法の利用する人々のなかには、『生活保護と同一視されたくない』と思うことがみられた。またこのような【支援法の相談支援】に影響を与えているのは、【制度利用する人々の負い目】、【地域における負のまなざしとしがらみ】であった。特に【地域における負のまなざしとしがらみ】は、〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉や『生活保護と同一視されたくない』に影響を与えていた。

2. 仕事・生活・家庭に対する負い目

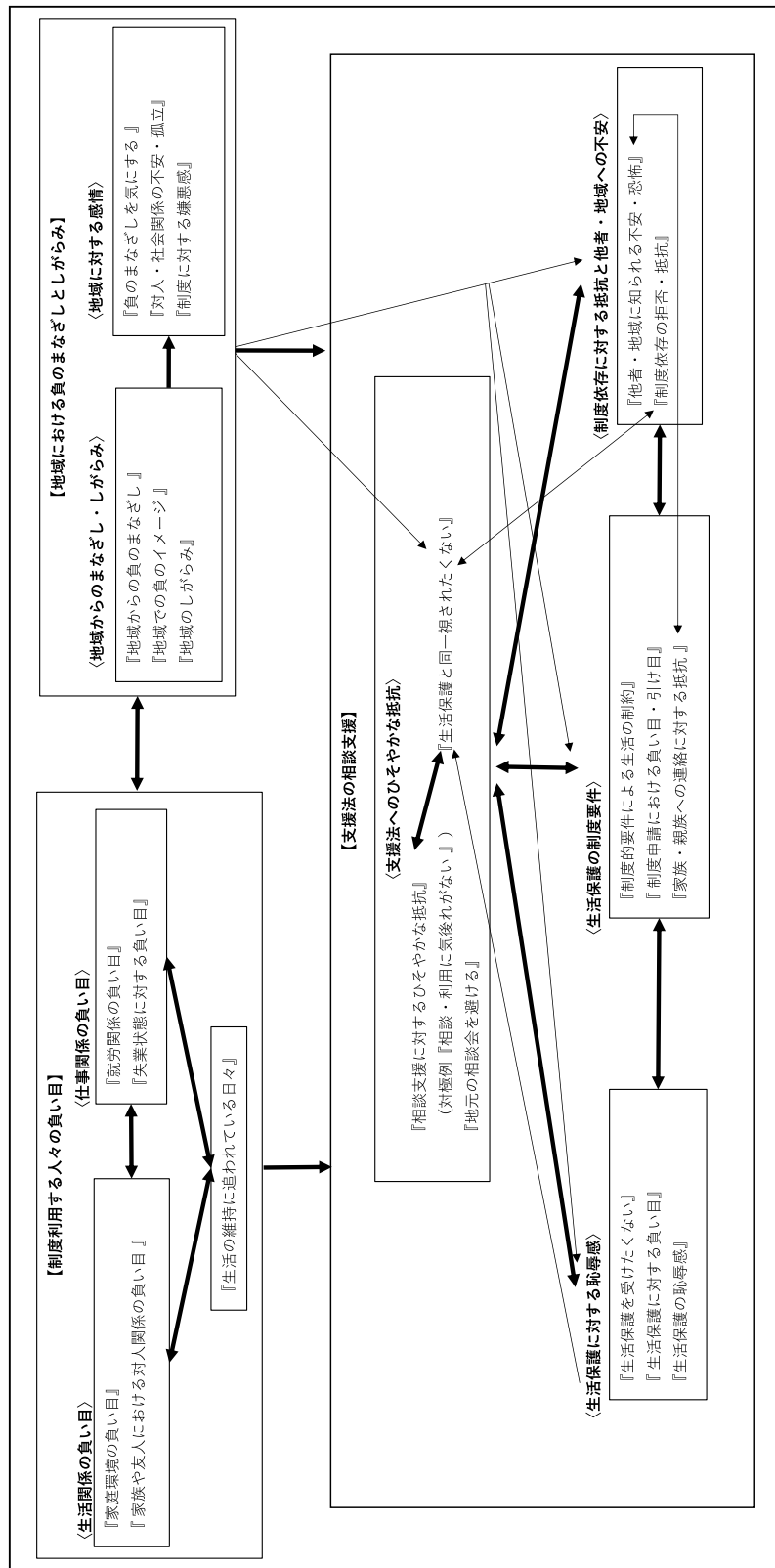
【制度利用する人々の負い目】では、〈生活関係の負い目〉と〈仕事関係の負い目〉が相互作用関係にあり、人々の多くは『生活の維持に追われる日々』にあった。

〈生活関係の負い目〉の『家庭環境の負い目』では、幼少期や現在の生活に困難を抱えているという家庭環境に対する負い目であった。

『家族や友人における対人関係の負い目』では、家族や友人関係が良好ではない状況に対

表一2 生活困窮者自立支援を利用する人々のステイグマの付与に関する概念

カテゴリー	サブカテゴリー	概念	定義
制度利用する人々の負い目	生活関係の負い目	家庭環境や養育環境が好ましくない状況がみられること。 家族や友人における対人関係の負い目	家庭環境や養育環境が好ましくない状況がみられること。 友人や親子等の対人関係が好ましくない状況がみられること。
	仕事関係の負い目	就労関係の負い目 失業状態に対する負い目	営業ノルマ等の多悪な労働環境や仕事の同僚・上司等から身体的・精神的な暴力等を経験し、それらが負い目となっていること。 自らの失業した状態に対して、負い目やうしろめたさを感じていること。
地域における負のまなざしとしがらみ	地域からの負のまなざし	生活の維持に追われる日々	日々の仕事や日常生活に追われていること。また福祉サービス（主に生活保護）を利用したくないために生活の維持に奔走している状態。
		地域からの負のまなざし	地域が福祉サービス（主に生活保護）を利用する人々（そう思われる人々）にむける負のまなざし、蔑視のこと。
	地域での負のイメージ	地域（住民）において、生活保護や福祉サービスに対して好ましくないイメージを抱くこと（きまりの悪さ）。	
	地域のしがらみ	地域（住民）が福祉サービス（主に生活保護）を利用する人々（そう思われる人々）に対して蔑視、疑念、干渉すること。	
	負のまなざしを気にする	制度に対する感情	制度を利用する人々（そう思われる人々）が、地域（や他者）からの負のまなざしを気にすること。 制度を利用する人々が、他者や地域とのかわりや交流を避け、孤立・不安を抱えていくこと。
		制度に対する嫌悪感	制度を利用する人々が、福祉制度（主に生活保護）に対して嫌悪感を抱くこと。
	相談支援へのひそやかな抵抗	相談支援に対するひそやかな抵抗	相談支援を利用する人々が、相談支援に対してひそやかな抵抗を示すこと。
		（対極例）相談・利用に気後れがない	制度利用・申請・相談に対して、抵抗や気後れ、引け目等がみられないこと。
	支援法へのひそやかな抵抗	支援法の相談会を避ける	支援法の相談会において、来談者が地元（居住地域）の相談会ではなく、遠方の相談会に訪れてくること。
		生活保護と同一視されたくない	制度を利用する人々が、生活保護利用者と同一視されたくないと思うこと。
制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安	制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安	制度利用していること（主に生活保護）が、他者や親族、地域に知られてしまうのではないかという不安・恐怖を抱くこと。	
	生活保護と同一視されたくない	福祉サービス（主に生活保護）の利用に対して、制度依存であるとして抵抗・拒否すること。	
支援法の相談支援	生活保護に対する恥辱感	生活保護を受けたくない	生活保護の申請・利用をしたがらないこと、避けること。
		生活保護に対する負い目	生活保護を利用することによって、親族や他者に迷惑をかけてしまふのではないかと思うこと。若しくは利用を隠したりすること。
	生活保護の恥辱感	生活保護の恥辱感	生活保護の利用を恥ずかしく思うこと。またはそのような社会的な立場（地位）を恥ぶること。
		制度的要件による生活の制約	生活保護を利用すると今までの生活が制約されると思うこと。
生活保護の制度的要件	過去に生活保護を申請した人々等が、申請手続きの煩雑さやワーカーの対応に辟易した経験から生活保護に対して負い目や引け目を感じていること。 家族や親族への連絡に対する抵抗が強いこと。特に生活保護の扶養義務照会に対して嫌悪感や拒否感、抵抗等がみられること。		



図一1 生活困窮者自立支援を利用する人々のスティグマの付与の過程について

する負い目であった。これらについて、ある援助者は「…(本人に家族と知り合いの話を聞かざり)、これまでいっぱい嫌な思いさせられたとか、金(を)貸したのに返ってこないだとか。毎回、だまされたとかね」と語っていた。そのため、本人は家族や知人に連絡や相談することに二の足を踏み、そのような関係であることを負い目としているようであった。

〈仕事関係の負い目〉の『就労関係の負い目』は、劣悪な労働環境(営業ノルマ)や仕事上の上司・同僚からの心理的、身体的な暴力等を経験してきた負い目である。『失業状態に対する負い目』は、リストラや倒産、廃業によって仕事を失ったことに対する負い目である。特に失業に対する負い目や恥辱感について、ある援助者は「…退職した重役の方で。…こちらとしては仕事を決める準備をするくらいだったのですが、本人が人目を気にしまして、働いていない自分に(は)とても(できない)。交流の幅も大きい方でしたので、仕事先に昔、関わっていきそうな機関だと、(再就職の)選択肢にすらいれてなくて。人脈の幅が仇となっていました。(本人は知り合いと)どこで会おうかわからない、恥ずかしい。雇用保険で暮らしているなんて(恥ずかしい)…」と語っていた。

このような〈生活関係の負い目〉と〈仕事関係の負い目〉と共に、『生活の維持に迫られる日々』がみられた。これは生活を維持するために目の前の仕事や日常生活におわれることである。そのなかで、“生活保護を利用しない(したくない)”ために生活の維持に奔走している状況もみられた。ある援助者は「相談に行くっていう考えがあまりないのかもしれないです。自分の生活がうまくいかないので役所に相談(に)行くっていう(よりは)…日々の生活(費を)いくら稼いで、何とか、今月あと何万、稼がないと家賃払えないぞとか、ご飯食べられないぞとか、そこだ

けに集中しているような感じがありますね」と語っていた。また生活保護の利用を避けようとする事について、ある援助者は、「(生活保護に対して)とりあえず(利用しない)、やれるうちはっていう(働けるうちは利用しない)感覚なので」と語っていた。

以上のことから、生活・家庭環境や仕事等に負い目を持っており、それが現在の仕事や生活の様々な場面で足枷となっている状況もみられた。同時に過去から現在までに生活を維持することにおわれている状況がみられた。そのようなある種の生活困難や困窮も人々の社会的、対他的場面では負い目となっていた。これらは次にみていく地域におけるまなざしやしがらみとも相互関係にある。また後述する【支援法の相談支援】とも連関性があった。

3. 地域における負のまなざしとしがらみ

【地域における負のまなざしとしがらみ】では、〈地域からのまなざし・しがらみ〉と〈地域に対する感情〉がみられた。〈地域からのまなざし・しがらみ〉の『地域での負のイメージ』では、地域(住民)が生活保護やそう思われる人々に対して好意的な感情を抱いておらず、きまりの悪さがみられた。そして『地域からの負のまなざし』では、地域のなかにおいて、生活保護やそう思われる人々に対して蔑視や負のまなざしが向けられていた。これらについてある援助者は「…アルコール…依存のプログラムで…精神科に入院することになった時…。…近所の人の会話が聞こえてきて、あの人も精神科に行ったからもうダメだわ、あいつダメだわって言うのが聞こえてきた…」と語っていた。『地域のしがらみ』では、生活保護やそう思われる人々に対する蔑視や疑念、干渉が地域にみられることである。地域住民から相談機関に持ち込まれた通報として、ある援助者は「…(地域住民のなかには)制度に精通して。生保(生活保

護)を受けている方が日中、家をあけていたら、‘働いているなら生保は受けられないのでは’と直談判した…住民がいます。小さいときから知っているような地域だと多いですね…」と語っていた。

そのようななかで、制度利用する人々には、〈地域に対する感情〉の『負のまなざしを気にする』がみられた。これは、制度利用する人々が地域のなかで生活保護利用者と間違われていないか等を気にすることであった。ある援助者は「…(地域名称)のケースで、まわり(地域・世間体)から監視されているような気になると(いう)。生保を受けてた方なのですが、(親族)から車を借りているところをみられたらしく、(住民名称)が“あの人は不正なんじゃ”と通報されたと。(支援法の相談で)もう一度、生保を受けるのはどうかと提案したのですが、“あんな目にあうのは嫌だ”と言われました」と語っていた。このような人々のなかには、誤解や疑念を避けるために家族や知人、地域との交流を避ける『対人・社会関係の不安・孤立』がみられた。ある援助者は「(地域や隣近所に)自分が離職したっていうのを知られるんじゃないかっていうのをなんかね、そういうのを心配している…」と語っていた。

一方で、このような人々のなかには、特に生活保護に対して『制度に対する嫌悪感』を強く抱く者もいた。このような『制度に対する嫌悪感』を抱く人々は、嫌悪感を示すことによって生活保護と同一視されないようにしていると思われる。ある援助者は「…そもそも生活保護に陥るときって(親族関係等)一族同体(ママ)ってわかるじゃないですか。それは絶対、是が非でも阻止しなきゃいけないので、生保には落ちたくないという方は何人もいらっしやっただのをみています」と語っていた。

以上のように、制度を利用する人々にとっては、自らの属する地域や近隣住民との関係

性が自らの立場にとって重要な意味を有していた。人々が属する地域関係において利用する制度が、必ずしも好ましいものでないとき、その制度の利用者となることや、そう思われることに対して細心の注意を払っていたといえる。結果をみる限り、地域においては、生活保護やそう思われる人々、特定の疾病や障がいに対して冷ややかなまなざしとイメージがあるといえる。少なからず援助者たちは、このような地域の実態を相談支援のなかで感じ取っているということはいえる。一方で、制度利用する人々は、地域の冷ややかなまなざしや負のイメージを可能な限り回避しようとしていたといえる。そしてそのような人々は、家族や友人との関係を遠ざけることにより、まなざしや負のイメージ等を被らないようにしていたといえる。それらが特に“生活保護”に対する制度的嫌悪感として表出していたことが援助者たちの語りから明らかとなった。

4. 支援法に対するひそやかな抵抗

【支援法の相談支援】では、〈支援法へのひそやかな抵抗〉、〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護の制度要件〉、〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉がみられた。ここでは、〈支援法へのひそやかな抵抗〉についてみていきたい。

〈支援法へのひそやかな抵抗〉は、『相談支援に対するひそやかな抵抗』、対極例として『相談・利用に気後れがない』がみられ、支援法の利用について申請をためらったり、必要以上に恥辱感を抱いたりする様子はみられなかった。一方で、『生活保護と同一視されたくない』や『地元の相談会を避ける』もみられた。

『相談支援に対するひそやかな抵抗』は、支援法を利用する人々のなかには援助者の相談支援に対してひそやかに抵抗を示すことである。ここでのひそやかな抵抗とは、公的サ

ービスや国の世話になりたくないと訴えることや、福祉を受けることへの恥ずかしさ、相談支援に対する怒りや猜疑心等であった。ある援助者たちは「(相談機関に対して)…“なにしてくれるところなの”っていうスタンスの人はいますけどね」や、「(就労自立した人で)…ハローワークにいたときから、…なんかいろいろなこと引かかって、なんか攻撃的になって(い)た」と語っていた。一方、対極例として、『相談・利用に気後れがない』がみられ、ひそやかな抵抗等もまったく示さない人々がいた。このような抵抗や気後れ、負い目がみられない人々について、ある援助者は「…すごい敷居が低いような気がします、生活保護に対して。その方が得だ、みたいな…。…こちらに相談に来たなかでは、生活保護になりたくて相談にいった…。…役場(福祉事務所)に断られたって…こっちに来たりしている…」と語っていた。

しかしながら一方で、『生活保護と同一視されたくない』がみられた。この場合、援助者は、支援法の相談支援であっても、支援法利用者のあいだにある生活保護に対する嫌悪感を感じ取っていた。支援法を利用する人々のなかには、自らが生活保護利用者と同じ立場で対応されることや同一視されること等への抵抗がみられた。例えば、就労支援の集団作業において生活保護利用者がある場合、活動を拒否したり、生活保護利用者を攻撃することがあったという。ある援助者は「…(生活)困窮の方が、…“なんで(生活保護利用者)と一緒にこんなところになきゃいけないんだ”ということもあるみたいですね」と語っていた。

他方で援助者は、遠方で支援法の相談会を設けたときに、来場者のなかに『地元の相談会を避ける』人々がいたという。これは来談者の地元開催の相談会には来場せず、遠方の会場に訪れてくることである。このことについて、ある援助者は「…地元だと知られちゃ

うから、ちょっと遠くの相談会に来ましたっていう人もいらっしゃるね。…自分の家にそういうひきこもりがいることがばれるとか、…。相談会に来るっていうことは、困っている、そういう家って見られるっていうことじゃないですかね…」と語っていた。

以上のように支援法を利用する人々には、概ね制度利用に対する明白な抵抗や気後れ、負い目等がない状況であった。しかし一方で支援法の援助者や相談支援に対してひそやかな抵抗といえるようなふるまいがみられたり、他方で生活保護については嫌悪感や抵抗する等のふるまいがみられた。また地方開催の支援法の相談会には、地元以外の来談者がみられることから、生活困窮や生活・家庭の困りごとが自らの属する地域(居住地域)に暴かれたくないことを示していると考えられ、【地域における負のまなざしとしがらみ】に規定されたふるまいのひとつであるといえる。このような支援法の利用する人々の状況と共に、援助者たちの語りによって次にみる生活保護に対するスティグマの強さがみえてきた。

5. 生活保護にまつわるスティグマ

以下では、【支援法の相談支援】の〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉、〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護の制度要件〉についてみていきたい。

(1) 制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安

〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉では、『他者・地域に知られる不安・恐怖』、『制度依存の拒否・抵抗』がみられた。これらは制度利用する人々が他者化されるときに負のまなざしや自らが抱く不安等であった。『他者・地域に知られる不安・恐怖』は、後述する〈生活保護の制度要件〉の『家族・親族への連絡に対する抵抗』と相互関係にあった。家族や親族に知られてしまうことにつ

いて、ある援助者は「…親戚に生活保護がばれてしまうのが恥ずかしいとか、…。…自分の面子が立たないとか…。生保に陥るとするのは、要は、そこまで行く（生活保護になってしまう）というイメージがあると思いますから…」と語っていた。また支援法を利用する人々も暴露されることを恐れ、相談票や個人情報への消去を求めていた。ある援助者は「いざ、相談したけども、やっぱり家に帰って考えてみたら、あんまり人に知られたくない、…スタッフにも知られたくない…。…聞き出した情報を全部消去してほしいとか、そういった方もいらっしゃいましたね」と語っていた。

『制度依存の拒否・抵抗』では、主に生活保護に依存することを頑なに拒否する人々もみられた。これは先述した『生活保護と同一視されたくない』と相互関連にあった。このような人々について、ある援助者は「…（生活保護に対して）、誰かのお世話になるのが嫌だとかね。働けるのとかね。…かたくなに拒否していた人はいますけど」と語っていた。

(2) 生活保護に対する恥辱感

〈生活保護に対する恥辱感〉では、『生活保護を受けたくない』、『生活保護に対する負目』、『生活保護の恥辱感』がみられた。『生活保護を受けたくない』では、支援法を申請・利用する人々のなかには、明らかに生活保護を利用した方がよい者もいるが、生活保護だけは利用したくないとする人々もみられた。ある援助者は「どうみても生活保護になった方がいい（良い）のっていう方が、生活保護を拒否されたり…。…子どもが学校で何か言われたから…。…年配の方とか（は）生活保護になって恥ずかしいとか…」と語っていた。

『生活保護の恥辱感』では、生活保護を申請・利用することは恥ずかしいという状況がみられた。ある援助者は「…（生活保護を恥

ずかしいと思う）背景はやはり、…金銭面で苦勞している方なんだ（と思われたり）、…。あとは恥ずかしいという思いは…人に助けてもらっている、税金で助けてもらっている…（とかがあるのでは）」と語っていた。

『生活保護に対する負目』では、生活保護を利用することになれば、家族や親族、他人に迷惑をかけてしまうのではないかと、生活保護を利用した場合、その利用を隠したりしなければならぬ等の状況がみられた。生活保護を利用するに至ったある世帯について、援助者は「…なんか子どももいるし、その生活保護になったらいいでしょうって友達にも言われたらしいんですけど。もう生活保護になっているのに言われたみたいなこと（を）言ってたんですけど。そういうっていうことはやっぱり隠しているんだなって…」と語っていた。

(3) 生活保護の制度要件

〈生活保護の制度要件〉では、『制度的要件による生活の制約』、『制度申請における負目・引け目』、『家族・親族への連絡に対する抵抗』がみられた。『制度的要件による生活の制約』では、生活保護を利用することによって、生活が監視されたり、生活上何らかの制約がかかるのではないと思う人々がみられた（援助者によれば人々には、ある種、生活保護に対する誤解・誤認がみられたという）。ある援助者は「生活保護を受けてしまったら、…制限がかかるんでしょ。制限がかかって、車も持てないし、…なかには、今はね、クーラーとかOKなんですけど、クーラーも入れちゃいけない。テレビも置けないでしょって、思ってる方が結構多いみたいです。そういうので生活保護を拒否してくる方がいます」と語っていた。

『制度申請における負目・引け目』では、過去に生活保護を申請した経験がある人々（申請却下も含み）が、生活保護の申請・利用に対して否定的であったり、負目、引け

目を感じているようであったという。また過去の申請過程において手続きの煩わしさやインターワーカーとの関係に辟易している場合もあった。ある援助者は「…生活保護(を)受けたことある人は、また同じような困窮状態になってね、また受けたくないって人が多いんですよ、なぜか。一度経験していることがある人でも、制度はわかっているのに、…(援助者が利用者を実践のなかで観察しているかぎり)…生活保護って厳しい決まり事みたいな報告ごとがありますから、で、あとプライバシーっていうか、本人にしてみればプライバシーを干渉されるような、そういうつもりで(ケースワーカーたちは)もちろんやっているわけではないですけども、結果的にそういう風に受け止めてる場合が多いんじゃないかと思いますね」と語っていた。

『家族・親族への連絡に対する抵抗』では、生活保護の申請に伴う扶養義務照会に対して、嫌悪感や抵抗、それを理由に申請拒否する人々がみられた。ある援助者は「(生活保護の申請に行っても)…保護課で説明が済んだ時に、親族に確認の連絡が行きますっていう。そこで駄目ですね。みなさん、(生活保護申請を)断ってまた(支援機関に)戻ってこられるんですね。どうにかしてくださいって。親族に連絡が行くんなら、もう私は受けられませんか。一番やっぱり親族に連絡っていう部分で、すごくそのハードルが上がってしまう…」と語っていた。

以上のように生活保護に対する制度依存の拒否や恥辱感、他者や地域に対する不安感等がみられた。すべてではないが支援法を利用する人々にとっても、生活保護は、恥辱や制度依存を象徴するようなレッテルを張られる法制度と認識しているといえる。一方で生活保護を含めた制度利用には、気後れや負い目がない人々もいたことも付言しておかなければならない。

V. 考察

ここでは『IV』を踏まえ援助者の観点から支援法を利用する人々のスティグマの付与について考察していきたい。そのためまず、先行研究における知見を踏まえつつ、生活保護にまつわるスティグマから考察を進めることにより、支援法にみられるスティグマについて言及していく。

1. 「生活保護」に対する抵抗

先行研究で明らかのように、生活保護には、スティグマがつきまとい社会的に手厳しく非難(バッシング)を受ける傾向にあった(大山 2013)。そのため社会や地域の生活保護に対するイメージは好ましいものではない。

本稿の結果では、〈地域からのまなざし・しがらみ〉が相当する。そして、その影響を受けて〈地域に対する感情〉の『制度に対する嫌悪感』や〈支援法へのひそやかな抵抗〉の『生活保護と同一視されたくない』、〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉〈生活保護に対する恥辱感〉等がみられた。特に〈地域に対する感情〉において、生活保護が負のまなざし・イメージである場合は、制度利用する人々のふるまいや考え方に影響しており、人々は生活保護に対して嫌悪や恥辱を回避し、生活保護利用者と思われまいにしていた。そのため支援法を利用する人々のなかには、『生活保護と同一視されたくない』とふるまう場合もみられた。またそれは、地域や他者から生活保護利用者と思われてしまうことへの不安・恐怖の露われでもあった。

これらを生活保護に対する抵抗(ルーナのいう明白な抵抗)とした場合、先述したルーナ(=2012)の「システムへの闘い」も関連してくる(Luna = 2014 : 180-2)。システムとの闘いは、システムの仲介役である援助者の否定的な扱いに対する抵抗であった。本稿の結果からすれば、支援法を利用する人々に

とって、援助者に生活保護を勧められることや同一視されることは、否定的な関りであり、それに対する明白な抵抗・拒否ということがいえるのである。

このように制度を利用する人々のなかには、生活保護に対して明白な嫌悪感や恥辱が見られる場合があり、生活保護の利用することやそう思われることに対して抵抗を示す場合もみられた。同時に地域や他者との関係においても生活保護には、明白な嫌悪感や蔑視がみられ、生活保護にまつわるスティグマの一端がみられた。

2. 支援法に対するひそやかな抵抗

支援法の相談支援に対しても抵抗はみられた。しかしそのほとんどは、ルーナ（＝2012）が示したひそやかな抵抗であった。ひそやかな抵抗とは、自らに降りかかるスティグマを最小限にしようとする抵抗である。

本稿の結果から〈相談支援に対するひそやかな抵抗〉は、『相談支援に対するひそやかな抵抗』と、対極例にあたる『相談・利用において気後れがみられない』という点がみられた。このことから現段階において支援法を利用する人々には、ひそやかな抵抗はみられるものの支援法に対する明白な抵抗や拒否はみられない。そしてひそやかな抵抗のほとんどが『生活保護と同一視されたくない』や『制度依存に対する拒否・抵抗』と関連したものであり、それは生活保護に頼りたくないというものであった。

また、【地域における負のまなざしとしがらみ】は、〈相談支援に対するひそやかな抵抗〉の『生活保護と同一視されたくない』と関連しており、支援法を利用する人々にとっては生活保護を利用することやそう思われることが対他的関係性においては重大な意味を持つと考える。それは地域において負のイメージや蔑視されるような制度を利用するということは、その人の属する地域において、そ

の人の社会的な位置や地位が好ましくないかたちで規定されてしまうためである。そのため人々は、それらを避けるために『生活保護と同一視されたくない』や『制度に対する嫌悪感』、『生活保護を受けたくない』等のふるまいがみられることになるのである。

なお、制度を利用する人々の【制度利用する人々の負い目】では、支援法に対して嫌悪感を抱くということは、本研究の範囲ではほぼみられなかった。しかし、このような人々のなかにも生活保護だけは利用したくないという意識を持つ人々がみられ、そのために要保護状態に陥っている状況・境遇もみられた。これらのことから支援法においても、生活保護にまつわるスティグマが影響していることが明らかとなった。

3. 支援法にみられるスティグマの付与

ここでは支援法にみられるスティグマの付与の一端について考察していきたい。現段階において支援法に関するスティグマの付与は、主に生活保護にまつわるスティグマであった。それは支援法を利用することによって、生活保護にまつわるスティグマを被るのではないかというものであった。そのため支援法を利用する人々のなかには、生活保護にまつわるスティグマを回避するためにひそやかな抵抗を示していたと考える。それらは本稿の結果でも明らかで、主に『生活保護と同一視されたくない』や〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉等でもみられた。要するに支援法を利用する人々のなかには、生活保護にまつわるスティグマを付与されることが予見されているので、それを回避するためにも『生活保護と同一視されたくない』というひそやかな抵抗を示したといえる。ただし実際に制度を利用する人々にスティグマが付与されスティグマ化されるかは別問題であり、本研究の範囲で言及することはできない。ここではあくまでも制度を利用する人々

のなかには、スティグマが付与されるのではないかという予見可能性がみられたことを意味している⁴⁾。

では、生活保護にまつわるスティグマとは何かということになる。この点は、生活保護の利用者や援助者に対する調査研究を経なければならぬが、本研究の範囲で言えば、「IV」や「V」の「1」でみてきたように、地域における生活保護の評判や制度イメージの悪さ等ということになる。またここには支援法の『地元の説明会を避ける』というように、生活保護というよりは、個々人の家庭の事情やモラルキャリア等も関連しているといえる。そのうえで、本研究でみてきた生活保護にまつわるスティグマには、生活保護という言葉以上の意味が込められたラベルであるということがいえる。それは個々人の抱える事情や地域関係のイメージ、家族事情、ステレオタイプ的な考え等が生活保護というひとつのラベルに込められているのである。そのことは、本稿の図-1の〈支援法へのひそやかな抵抗〉の『生活保護と同一視されたくない』や〈制度依存に対する抵抗と他者・地域への不安〉、【地域における負のまなざしとしがらみ】の関係性からも理解することができる。

VI. 結論

本稿では、援助者の観点から支援法を利用する人々に対するスティグマの付与について、これまでの先行研究の知見とともに結果を考察してきた。

その結論として、現段階において支援法に関するスティグマの付与は、生活保護にまつわるスティグマであるという点である。これは支援法を利用することによって、予見される生活保護にまつわるスティグマを被るのではないかというものであって、それらを回避するために人々は、ひそやかな抵抗を示して

いたと考える。そのため支援法自体にはスティグマ(・付与)はあまりみられなかったが、支援法を利用する人々のなかには、『生活保護と同一視されたくない』という抵抗がみられることを明らかにすることができた。

また支援法にとって、生活保護にまつわるスティグマは、その制度的なイメージのみならず、地域との関係性において関係づけられており、生活保護というラベルには制度的意味以上に地域での評判等が絡んでいることも示唆することができた。

本研究は支援法の援助者である17名に対するインタビュー調査であった。そのため知見の普遍化や人々の情動やふるまい等を明らかにしきれていない等の点に本研究の限界がある。しかし本研究の重要性は、これまでみてきたように構造化された新たな問い(仮設)を提示できる点にある。本稿で得られた知見は今後、支援法や生活保護を利用する人々本人に対する調査研究等において活用することができる重要な知見であると考えている。

本研究は平成27～29年度日本学術振興会科学研究費補助金・若手研究(B)(15K17218)を受けて実施した研究成果の一部である。

付記

本研究はスティグマに関することであるため、差別・偏見を助長しないように配慮しておこなわれた。そのため援助者の語り等において、語りの意味や文脈に影響しない範囲において一部加工等をおこなった。本稿の研究成果は、2017年にはまとめられているため、その当時の資料が中心である。その後、一部加筆修正等を加えたくて、今回の公表に至ったことをことわっておく。

謝辞

インタビューにご協力いただいた研究協力者とその関係者の皆様にこの場を借りて感謝

申し上げます。

註

- 1) ひそやかな抵抗には、回避、ひきこもり、分離があるという(Luna=2012:184-7)。回避とは、スティグマ化の素性によって問題となる状況を回避することである(Luna=2012:184)。ひきこもりとは、スティグマを負う人々が限られた集団のみに素性を明らかにすることである(Luna=2012:185)。分離とは、スティグマを負う人々が所属している集団から自身を切り離すことである(Luna=2012:186)。
- 2) インタビューガイドの5)については、本調査のインタビューでは、インタビューイからの語り(回答)はほとんど得られなかった。
- 3) 筆者の旧所属機関にて倫理的配慮の承認を得ているが、所属機関変更後も同様に倫理的配慮は継承して調査研究は実施された。
- 4) 予見されるスティグマが存在していることは、法制度へのアクセスという点では重大な問題となり得る。この予見されるスティグマによっては、法制度へのアクセスが阻害されるためである。「II」の「3」において支援法の制度にアクセスできない人々に対する配慮について若干ではあるが言及した。しかしここではスティグマを認識した配慮になっていないのではないかという点も示唆した。そのため本研究を通じて、制度へのアクセスという問題においても、スティグマ(人々が予見するスティグマ)を認識した制度的な対応・配慮の必要であることを付言しておく。

文献

- 青木 紀(2010)『現代日本の貧困観——「見えない貧困を可視化する」』明石書店。
- Goffman, Erving. (1963) *Stigma notes on the management of spoiled identity*, Simon & Schuster, Inc. (=2001, 石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ改訂版』せりか書房。)
- 木下康仁(2007)『ライブ講義 M-GTA——実践的質的研究法修正版グランデッド・セオリー・アプローチのすべて』光文堂。
- 厚生労働省(2017)「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai->

12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/rontenseiri_1.pdf, 2017.8.2)。

- Luna, Yvonne M. (2009) *Single Welfare Mother's Resistance*, *Journal of Poverty*, 13, 441-461. Routledge Taylor & Francis Group, LLC. (=2012, 徐可貴訳「生活保護を受けるシングルマザーの抵抗戦略」『現代思想』Vol.40-15 青土社 175-195.)
- 丸山正三(2017)「生活困窮者自立支援制度における支援員の実践課題——北海道における自立相談支援事業の実態調査から」『年報 公共政策学』(北海道大学公共政策大学院) 11, 219-237.
- 松岡是伸(2013)「スピーカーにおけるスティグマの特徴と構造に関する考察——ソーシャルポリシーとの関連から」『名寄市立大学社会福祉学研究紀要』(名寄市立大学社会福祉学科) 2, 43-55.
- 日本都市センター(2014)『生活困窮者自立支援・生活保護に関する都市自治体の役割と地域社会の連携』日本都市センター。
- 西尾祐吾(1994)『貧困・スティグマ・公的扶助』相川書房。
- 岡部卓(1990)「公的扶助における受給者側の意識に関する一考察——生活保護実施過程を通じて」『ソーシャルワーク研究』16(3), 179-188.
- 大山典宏(2013)『生活保護 vs 子どもの貧困』PHP 新書。
- Pinker, Robert. (1971) *Social Theory and Social Policy*, Heinemann Educational (=1985, 岡田藤太郎・柏野健三訳『社会福祉原論』黎明書房。)
- 清水浩一(1986)「公的扶助意識の相克性に関する研究——意識調査を手がかりとして」『会津短大学学報』(会津短期大学) 43, 297-312.
- Spicker, Paul. (1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm Ltd. (=1987, 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房。)
- Titmuss, Richard. (1968) *Commitment to welfare*, George Allen & Unwin. (=1971, 三浦文夫訳『社会福祉と社会保障——新しい福祉を求めて』東京大学出版会。)

